

子どもの教育・保育、子育て支援を総合的に進める 新しい仕組み を目指します。

《背景》

- 核家族化や高齢化の進展に伴い、地域のつながりが希薄になり、親が子育てをするときも、子どもが育つ上でも必要な、子ども同士や親以外のたくさんの人達との関わりが少なくなってきました。
- 都市部をはじめとして全国的に保育所に入れないたくさんの待機児童が存在し、一方で子どもが減ってきたことで、近くに保育所がなくなってしまうような地域もたくさんあります。(35都道府県、25,556人の待機児童)
- 日本は、先進国では子どもにかかる予算(対GDP比)の最も少ない国の一つです。
(日本は対GDP比で約1%。子育て支援の充実したフランスやスウェーデンの1/3)

《新しい制度で目指すこと》

■ 質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供できる仕組みを創ります。

- ☆ 幼保連携型認定子ども園について、単一施設として認可・指導監督等を一本化することなどにより、認定子ども園の一層の普及を目指します。
- ☆ 認定子ども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付を創設し、どの施設を利用しても必要な給付が受けられるようにします。
- ☆ 認定子ども園、幼稚園、保育所、放課後児童クラブを始め、教育・保育・子育て支援に携わる職員の体制強化を図り、教育・保育の質を高めます。
- ☆ 市町村に窓口を一本化。国も内閣府に一本化。二重行政を解消します。

■ 都市部を中心とした待機児童を解消していきます。

- ☆ 一定の基準を満たせば、自治体は認可する仕組みとすることにより、質を確保しながら、保育等の量的拡大を図ります。
(認定子ども園・保育所を中心に、小規模保育や保育ママなど多様な保育を充実)
- ☆ 地域のニーズを踏まえ、市町村が計画的に整備します。



■ 子どもが減り続けている地域の保育・子育て支援を支え続けます。

- ☆ 市町村が地域の状況を踏まえながら、認定子ども園・幼稚園・保育所とともに、小規模保育や保育ママなども活用して、引き続き、保育、子育て支援を提供できるようにします。

■ 地域でいきいき子育て出来るようにします。

- ☆ 親子で相談や交流などができる地域の拠点を増やします。
- ☆ 多様なメニューから施設や支援を選べるようになります。



これらを実現するため未来を担う子どものための予算を増やします

《市町村の役割》

- ◎ 全ての市町村が責任を持って、保護者など地域の方と一緒に、計画的に地域の子育て支援を充実します。
- ◎ 保護者が必要な支援を受けられるよう、市町村が利用者をしっかりサポートします。

新しい制度で利用者はどのように施設・事業を利用できますか

■教育・保育を受けようとされる際には、市町村へ申請し、保育の必要性等の認定を受けていただきます。

☆これまでのように保育所への入所とセットで判断するのではなく、客観的な基準によって、1人1人のお子さんの保育の必要性を判断します。



■市町村から受けた認定に合わせて、ニーズにあった施設を選んでいただきます。

☆地域のニーズを踏まえ、教育・保育を一体的に受けられる環境を市町村が計画的に整備します。認定こども園、幼稚園、保育所等から、それぞれのニーズにあった施設を利用いただけます。

☆利用する施設を選ぶ際には、必要に応じて、市町村による施設のあっせんや、地域子育てコーディネーター（仮称）への相談などの支援が得られます。

☆また、保育の利用に当たっては、市町村に申し込んでいただければ、市町村が調整をする仕組みとなっています。

■利用者負担は応能負担が基本。どの施設を選んでも必要な財政支援が受けられます。

☆利用者負担は所得に応じた負担（応能負担）を基本として、国の基準をベースに地域の実情に応じて市町村が定めます。

☆認定こども園、幼稚園、保育所、どの施設についても共通の制度で財政支援が行われます。（地方公共団体独自の支援が加わることも有り得ます。）



■小規模な保育や保育ママなど多様な保育を利用できます。

☆待機児童の中心を占める0-2歳児を対象とすることを原則として、質が確保された多様な保育を充実させます。

☆小規模保育などを利用した場合にも認定こども園等と同じように財政支援が受けられます。

■保育を必要としない家庭を含む、すべての家庭で多様な子育て支援を利用できるようになります。

☆新しい制度では地域子育て支援拠点などにも財政支援を行い、充実させる予定です。

☆共働きなどで保育が必要なお子さんだけでなく、家庭での子育てを中心にされている家庭への支援も充実させます。



■保護者が就労等している小学生は、放課後児童クラブを利用していただけます。

・放課後児童クラブ 2012年度 83万人 → 2017年度末 129万人

☆放課後児童クラブの運営について法令上の基準を設けることで質を改善します。

☆概ね10歳未満としていた対象年齢に関する規定を廃止し、小学生であれば何歳でも利用できることを法律上明らかにしました。

（※保護者の就労だけでなく、疾病や介護などの理由でも利用可能です。）